

# 公共調達基本条例と 入札契約制度に関する

## Q & A

### Question

#### 公共調達とは何ですか？

この条例では、県がお金を支払って行うすべての調達のことと定義しています。

したがって、物品の購入や様々な業務の委託、道路や建物の工事発注など、あらゆるものが含まれます。

### Question

#### 最も低い価格で入札した者を落札者とし ない場合があるのですか？

いくら価格が安くても、品質に問題があるようなものは調達しない、ということは、個人が買い物をする場合の考え方と一緒にです。

そこで、「本当にその価格で適正な品質が確保できるのか」ということを見極める必要ができてきます。

例えば、県が建設工事を発注する場合には、あらかじめ、その額を下回った場合には落札者とし  
ない「最低制限価格」を設けたり、低入札があった場合に、その具体的な内容を調査してから、落  
札者とするかどうかを決めたりする方法により不  
合理的な価格の入札は失格としています。

### Question

#### 価格を度外視して、最高の品質のものを 求めることになるのですか？

県税などを財源とする限られた予算の中で、効率的かつ無駄のない支出に努めなければならないことは、これまでと何ら変わりはありません。

県で積算した予定価格の範囲内であることが絶対条件ですから、その条件をクリアしたもののうち、品質と価格の両面から評価して、総合的に最も優れているものを選択することになります。

### Question

#### 工事の品質は、出来上がって見ないと わからないのではないですか？

その工事の最終的な評価については、完成後ということになりますが、県では、これまでの同様の工事での実績とその評価、騒音・振動対策や工期の短縮等の施工上の社会的要請に係る技術提案などにより、入札に参加する業者の技術力を事前に評価し、落札者の決定に反映させる方式を一部の入札案件で採用しています。

### Question

#### 発注基準にある、等級(A～D)とは何 ですか？

県の競争入札に参加しようとする者は、参加資格者名簿に登録される必要がありますが、建設業のうち5つの業種に関しては、A～Dまでの4つの等級に格付けし、発注する工事の金額規模に応じて、参加できる等級を限定しています。

また、等級は、経営規模や経営状況等の経営事項審査の点数と、県が定める技術の評価とコンプライアンス評価の点数を合計した総合点数に、必要に応じて技術者数を組み合わせて決めています。

それにより、業者の履行能力のチェックを容易にするとともに、中小企業の受注機会の確保にも配慮しています。

### Question

#### コンプライアンス評価とは何ですか？

狭義の「法令遵守」にとどまらず、地域社会において事業者が社会的要請に適應するよう努めている点についても評価することとしています。

具体的には、公共調達基本条例に定める基本理念に則り、環境保全に関する対策、労働安全衛生や労働者福利厚生への取組み、地域における社会貢献活動等について、様々な角度から審査し、配点しています。